

| 変 更 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p><u>第1章 実施体制の確立</u></p> <p>第1節 組織・体制等の整備</p> <p>3 本省における連絡体制及び参集体制の整備</p> <p>(1) 体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (略) ○ <u>連絡会議の構成員及び第1章第3節1(1)に定める厚生労働省国民保護対策本部(以下「省対策本部」という。)</u>の構成員等は、武力攻撃事態等において、即時に参集できることができるよう、平素から厚生労働省本省への複数の交通手段及び独立行政法人国立病院機構(以下「国立病院機構」という。)災害医療センターへのルートを確認しておく。 ○ (略) <p>第2節 平素における措置</p> <p>1 医療に係る体制の整備</p> <p>(1) 人工透析医療</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働省健康局は、クラッシュシンドロームによる急性腎障害患者への対応も含めた武力攻撃災害時の人工透析医療を確保するため、都道府県が公益社団法人日本透析医会その他の関係機関と協力し、透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況の把握並びに必要な水・医薬品等の確保など、人工透析医療に係る防災体制を整備することに関し、<u>医政局の協力を得て都道府県に対する必要な指導、助言その他の支援を行う。</u> <p>(2) 難病患者等の医療</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働省健康局は、難病患者その他特殊な医療を必 | <p><u>第1章 実施体制の確立</u></p> <p>第1節 組織・体制等の整備</p> <p>3 本省における連絡体制及び参集体制の整備</p> <p>(1) 体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (略) ○ <u>連絡会議の構成員及び第1章第3節1(1)に定める省対策本部の構成員等は、武力攻撃事態等において、即時に参集できることができるよう、平素から厚生労働省本省への複数の交通手段及び独立行政法人国立病院機構(以下「国立病院機構」という。)災害医療センターへのルートを確認しておく。</u> ○ (略) <p>第2節 平素における措置</p> <p>1 医療に係る体制の整備</p> <p>(1) 人工透析医療</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働省健康局及び<u>医政局</u>は、クラッシュシンドロームによる急性腎障害患者への対応も含めた武力攻撃災害時の人工透析医療を確保するため、都道府県が公益社団法人日本透析医会その他の関係機関と協力し、透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況の把握並びに必要な水・医薬品等の確保など、人工透析医療に係る防災体制を整備することに関し、都道府県に対する必要な指導、助言その他の支援を行う。 <p>(2) 難病患者等の医療</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働省<u>医政局、健康局及び医薬・生活衛生局</u>は、 |

要とする患者（以下「難病患者等」という。）に対する武力攻撃災害時の医療を確保するため、都道府県による難病患者等の受療状況及び医療機関の稼働状況の把握並びに必要な医薬品等の確保など難病等に係る防災体制の整備に関し、医政局及び医薬・生活衛生局の協力を得て都道府県に対する必要な指導、助言その他の支援を行う。

第3節 武力攻撃事態等における活動体制の確立

1 体制の整備

(1) 厚生労働省国民保護対策本部の設置

- 厚生労働大臣は、武力攻撃事態等において、政府に事態対策本部（以下「対策本部」という。）が設置された場合には、直ちに、本省に厚生労働大臣を長とする省対策本部を設置する。省対策本部は次の業務を行う。

(略)

第3章 住民の避難に関する措置に関する事項

第1節 警報の通知及び伝達

(略)

- 厚生労働省医政局は、警報の伝達に当たって全国に迅速かつ確実に伝達するため、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を適切かつ効果的に活用して、医療機関及び関係行政機関等へ伝達するものとする。

(略)

第4章 避難住民等の救援に関する措置に関する事項

第3節 医療の提供等

1 医療の提供及び助産

(2) 医療活動を実施するための体制整備等

難病患者その他特殊な医療を必要とする患者（以下「難病患者等」という。）に対する武力攻撃災害時の医療を確保するため、都道府県による難病患者等の受療状況及び医療機関の稼働状況の把握並びに必要な医薬品等の確保など難病等に係る防災体制の整備に関し、都道府県に対する必要な指導、助言その他の支援を行う。

第3節 武力攻撃事態等における活動体制の確立

1 体制の整備

(1) 厚生労働省国民保護対策本部の設置

- 厚生労働大臣は、武力攻撃事態等において、政府に事態対策本部（以下「対策本部」という。）が設置された場合には、直ちに、本省に厚生労働大臣を長とする厚生労働省国民保護対策本部（以下「省対策本部」という。）を設置する。省対策本部は次の業務を行う。

(略)

第3章 住民の避難に関する措置に関する事項

第1節 警報の通知及び伝達

(略)

- 厚生労働省医政局は、警報の伝達に当たって全国に迅速かつ確実に伝達するため、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を適切かつ効果的に活用して、医療機関へ伝達するものとする。

(略)

第4章 避難住民等の救援に関する措置に関する事項

第3節 医療の提供等

1 医療の提供及び助産

(2) 医療活動を実施するための体制整備等

- (略)
- (略)
- (略)
- 厚生労働省大臣官房厚生科学課、医政局及び健康局は武力攻撃災害時における診断・治療等に関する研究を推進するものとする。
- 厚生労働省医政局は、医療関係者等に対して、武力攻撃災害時の医療関係者の役割、トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）技術、NBC攻撃を含む武力攻撃災害時に特有な傷病の診断・治療技術等に関する教育研修を推進するものとする。
- 厚生労働省健康局は、保健医療関係者に対して、生物剤を用いた武力攻撃災害時に発生するおそれのある感染症の診断・治療技術等に関する教育研修を推進するものとする。
- (略)
- (略)

第5章 武力攻撃災害への対処に関する措置に関する事項

第1節 生活関連等施設の安全確保

3 毒薬又は劇薬の取扱施設

(1) 平素からの備え

- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、関係部局の協力を得て、都道府県等と相互に緊密に連携をとりつつ、毒薬又は劇薬取扱施設（以下3において「毒薬劇薬取扱施設」という。）の所在を把握するものとする。
- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、関係部局の協力を得て、消防庁、警察庁及び海上保安庁と緊密な連絡をとりつつ、生活関連等施設である水道施設について、専門的知見に基づき、資機材の整備、巡回の実施の在り方など施設の特性に応じた安全確保の留意点を定めるものとする。

- (略)
- (略)
- (略)
- (新設)

- 厚生労働省医政局は、武力攻撃災害時の医療関係者の役割、トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）技術、NBC攻撃を含む武力攻撃災害時に特有な傷病の診断・治療技術等に関する研究や教育研修を推進するものとする。
- 厚生労働省健康局は、生物剤を用いた武力攻撃災害時に発生するおそれのある感染症の診断・治療技術等に関する研究や教育研修を推進するものとする。
- (略)
- (略)

第5章 武力攻撃災害への対処に関する措置に関する事項

第1節 生活関連等施設の安全確保

3 毒薬又は劇薬の取扱施設

(1) 平素からの備え

- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、都道府県等と相互に緊密に連携をとりつつ、毒薬又は劇薬取扱施設（以下3において「毒薬劇薬取扱施設」という。）の所在を把握するものとする。
- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、消防庁、警察庁及び海上保安庁と緊密な連絡をとりつつ、生活関連等施設である水道施設について、専門的知見に基づき、資機材の整備、巡回の実施の在り方など施設の特性に応じた安全確保の留意点を定めるものとする。

○ 厚生労働省医薬・生活衛生局は、関係部局の協力を得て、武力攻撃事態において、毒薬劇薬取扱施設が安全確保の措置を速やかに行えるよう、関係業界団体を通じ、毒薬劇薬取扱施設の安全確保の留意点の周知に努めるとともに、必要に応じ都道府県に技術的助言を行う。

(2) 武力攻撃事態等における措置

○ 厚生労働省医薬・生活衛生局は、関係部局の協力を得て、平素時の毒薬劇薬流出事故等の連絡体制を活用しつつ、武力攻撃事態等が発生している都道府県、地方厚生局との緊密な連絡体制を確立する。

○ 厚生労働省医薬・生活衛生局は、関係部局の協力を得て、武力攻撃災害の状況等に係る情報を収集し、毒薬劇薬取扱施設の安全確保の実施に係る必要な情報提供・助言を行う。

○ 厚生労働省医薬・生活衛生局は、関係部局の協力を得て、武力攻撃事態等が発生している地域内の大規模な毒薬劇薬取扱施設等、当該施設の安全確保について特段の留意が必要であると判断した場合は、関係省庁（消防庁、警察庁、防衛省、海上保安庁等）に情報提供するとともに、必要に応じ関係省庁の意見を聴いて、都道府県、地方厚生局に対し当該施設の安全確保の実施に係る必要な助言等を行う。

○ 厚生労働省医薬・生活衛生局は、関係部局の協力を得て、毒薬劇薬取扱施設の安全確保の実施について、都道府県知事より専門知識を有する職員等の派遣等の支援の求めがあった場合や自ら必要であると認める場合は、支援を行うものとする。

○ 厚生労働省医薬・生活衛生局は、関係部局の協力を得て、危険が切迫している場合や、緊急に広域的な対処が必要となる場合など、都道府県知事の要請を待つかまがないときは、速やかに、警察庁及び海上保安庁の意見

○ 厚生労働省医薬・生活衛生局は、武力攻撃事態において、毒薬劇薬取扱施設が安全確保の措置を速やかに行えるよう、関係業界団体を通じ、毒薬劇薬取扱施設の安全確保の留意点の周知に努めるとともに、必要に応じ都道府県に技術的助言を行う。

(2) 武力攻撃事態等における措置

○ 厚生労働省医薬・生活衛生局は、平素時の毒薬劇薬流出事故等の連絡体制を活用しつつ、武力攻撃事態等が発生している都道府県、地方厚生局との緊密な連絡体制を確立する。

○ 厚生労働省医薬・生活衛生局は、武力攻撃災害の状況等に係る情報を収集し、毒薬劇薬取扱施設の安全確保の実施に係る必要な情報提供・助言を行う。

○ 厚生労働省医薬・生活衛生局は、武力攻撃事態等が発生している地域内の大規模な毒薬劇薬取扱施設等、当該施設の安全確保について特段の留意が必要であると判断した場合は、関係省庁（消防庁、警察庁、防衛省、海上保安庁等）に情報提供するとともに、必要に応じ関係省庁の意見を聴いて、都道府県、地方厚生局に対し当該施設の安全確保の実施に係る必要な助言等を行う。

○ 厚生労働省医薬・生活衛生局は、毒薬劇薬取扱施設の安全確保の実施について、都道府県知事より専門知識を有する職員等の派遣等の支援の求めがあった場合や自ら必要であると認める場合は、支援を行うものとする。

○ 厚生労働省医薬・生活衛生局は、危険が切迫している場合や、緊急に広域的な対処が必要となる場合など、都道府県知事の要請を待つかまがないときは、速やかに、警察庁及び海上保安庁の意見を聴いて、武力攻撃事態等

を聴いて、武力攻撃事態等が発生している地域内の毒薬劇薬取扱施設の管理者に対し、安全確保の措置を実施するよう要請するとともに、都道府県知事に対してその旨を通知する。

- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、関係部局の協力を得て、武力攻撃事態等において、毒薬劇薬の飛散又は周辺地域への流出を防止するため、緊急の必要があり、毒薬劇薬取扱施設の全部又は一部の使用の一時停止又は制限の命令等の措置が必要と判断するときは、これらの措置を的確かつ迅速に当該措置を実施するよう都道府県、地方厚生局に助言等を行いつつ、必要に応じ自らこれらの措置を講ずる。

第4節 保健衛生の確保その他の措置

2 人工透析医療

- (略)
 - ・ 情報収集及び連絡
厚生労働省健康局は、公益社団法人日本透析医会が被災都道府県に伝達する、被災地及び近隣における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況に係る情報に基づき、被災都道府県・市町村が、広報誌、報道機関等を通じて、透析患者や患者団体等への的確な情報を提供し、受療の確保を図ることに、医政局の協力を得て被災都道府県・市町村に対する必要な指導、助言その他の支援を行う。
 - ・ (略)

3 難病患者等への医療

- (略)
 - ・ 情報収集及び連絡
厚生労働省健康局は、被災都道府県が、被災地及び近隣における難病患者等の受療状況及び主な医療機関

が発生している地域内の毒薬劇薬取扱施設の管理者に対し、安全確保の措置を実施するよう要請するとともに、都道府県知事に対してその旨を通知する。

- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、武力攻撃事態等において、毒薬劇薬の飛散又は周辺地域への流出を防止するため、緊急の必要があり、毒薬劇薬取扱施設の全部又は一部の使用の一時停止又は制限の命令等の措置が必要と判断するときは、これらの措置を的確かつ迅速に当該措置を実施するよう都道府県、地方厚生局に助言等を行いつつ、必要に応じ自らこれらの措置を講ずる。

第4節 保健衛生の確保その他の措置

2 人工透析医療

- (略)
 - ・ 情報収集及び連絡
厚生労働省健康局及び医政局は、公益社団法人日本透析医会が被災都道府県に伝達する、被災地及び近隣における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況に係る情報に基づき、被災都道府県・市町村が、広報誌、報道機関等を通じて、透析患者や患者団体等への的確な情報を提供し、受療の確保を図ることに、被災都道府県・市町村に対する必要な指導、助言その他の支援を行う。
 - ・ (略)

3 難病患者等への医療

- (略)
 - ・ 情報収集及び連絡
厚生労働省健康局及び医政局は、被災都道府県が、被災地及び近隣における難病患者等の受療状況及び主

の稼働状況を把握し、広報誌、報道機関等を通じて難病患者や患者団体等への的確な情報を提供し、受療の確保や人工呼吸器等を使用している在宅の難病患者の状況の把握に努めるとともに、これらの患者の状況の把握に努めるとともに、これらの患者の状況に応じた必要な措置を図ることに関し、医政局の協力を得て被災都道府県に対する必要な指導、助言その他の支援を行う。

- ・ (略)

第7章 国民生活の安定に関する措置に関する事項

第1節 国民生活の安定

4 その他

- ① (略)
- ② (略)
- ③ (略)
- ④ 労働者に対する貸付金に関する特例措置
 - 厚生労働省雇用環境・均等局長は、独立行政法人勤労者退職金共済機構から財形持家資金その他の資金の貸付けを受けている者が武力攻撃災害により当該貸付金の返金が困難となった場合であって必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、その返還の猶予、貸付金利の引下げ等の措置を講ずるよう要請するものとする。
- ⑤ (略)
- ⑥ (略)

第3節 応急の復旧

1 医療機関等の応急の復旧

- 厚生労働省医政局及び医薬・生活衛生局は、医療機関等の被害状況の把握及び応急の復旧を行うため、自然災害に対する既存の予防措置も有効に活用しつつ、あらか

な医療機関の稼働状況を把握し、広報誌、報道機関等を通じて難病患者や患者団体等への的確な情報を提供し、受療の確保や人工呼吸器等を使用している在宅の難病患者の状況の把握に努めるとともに、これらの患者の状況の把握に努めるとともに、これらの患者の状況に応じた必要な措置を図ることに関し、被災都道府県に対する必要な指導、助言その他の支援を行う。

- ・ (略)

第7章 国民生活の安定に関する措置に関する事項

第1節 国民生活の安定

4 その他

- ① (略)
- ② (略)
- ③ (略)
- ④ 労働者に対する貸付金に関する特例措置
 - 厚生労働省雇用環境・均等局長は、独立行政法人勤労者退職金共済機構等から財形持家資金その他の資金の貸付けを受けている者が武力攻撃災害により当該貸付金の返金が困難となった場合であって必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、その返還の猶予、貸付金利の引下げ等の措置を講ずるよう要請するものとする。
- ⑤ (略)
- ⑥ (略)

第3節 応急の復旧

1 医療機関等の応急の復旧

- 厚生労働省医政局は、医療機関の被害状況の把握及び応急の復旧を行うため、自然災害に対する既存の予防措置も有効に活用しつつ、あらかじめ体制及び資機材を整

じめ体制及び資機材を整備するよう努めるものとする。

- 厚生労働省医政局及び医薬・生活衛生局は、安全の確保に配慮した上で、武力攻撃災害発生後可能な限り速やかに、医療機関等の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行うものとする。

備するよう努めるものとする。

- 厚生労働省医政局は、安全の確保に配慮した上で、武力攻撃災害発生後可能な限り速やかに、医療機関の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行うものとする。